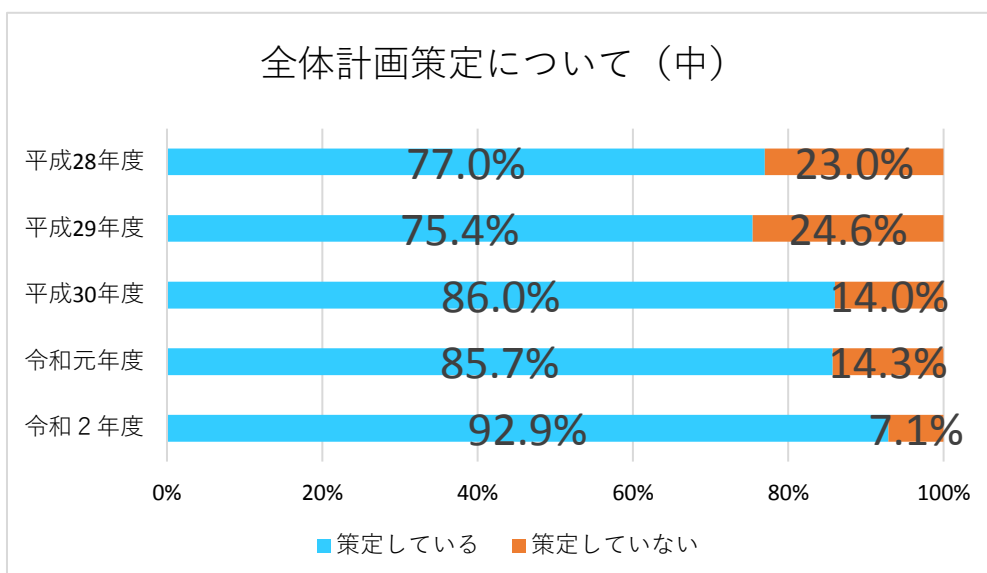
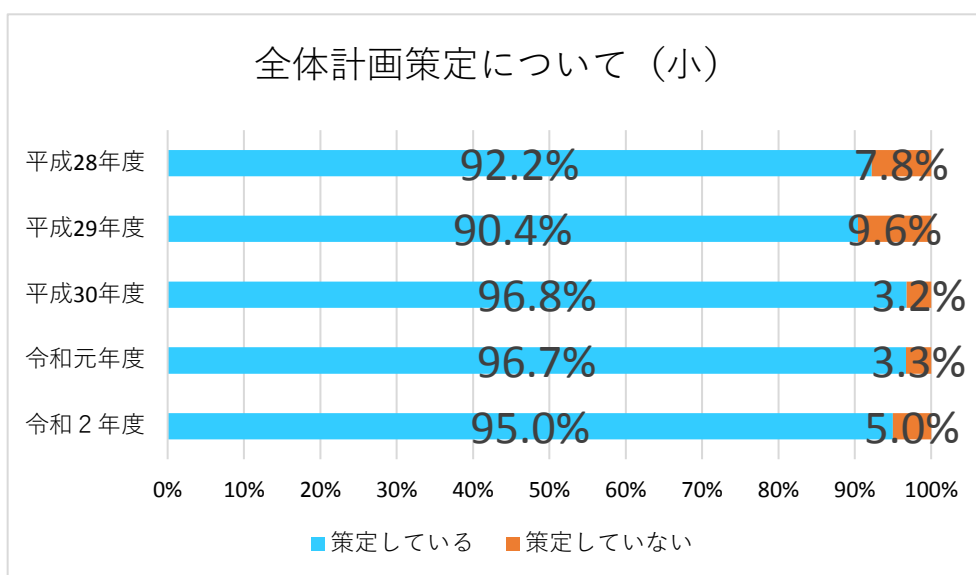


# 資料編

# 学校図書館活用に関する調査結果

この調査結果は、鳥取県教育委員会が、全小・中学校（義務教育学校も含む）を対象として実施している学校教育実施状況調査の図書館関係分をまとめたものである。また、高等学校・特別支援学校については、県立図書館が毎年行っている高等学校図書館・特別支援学校図書館の利用等の状況調査を元にまとめたものである。平成26年度の結果については、県立図書館がとっとり学校図書館活用教育推進ビジョンを策定することを目的として、全小・中学校を対象として実施した学校図書館授業利用調査より抜粋したものである。

## 1 学校図書館全体計画の策定について

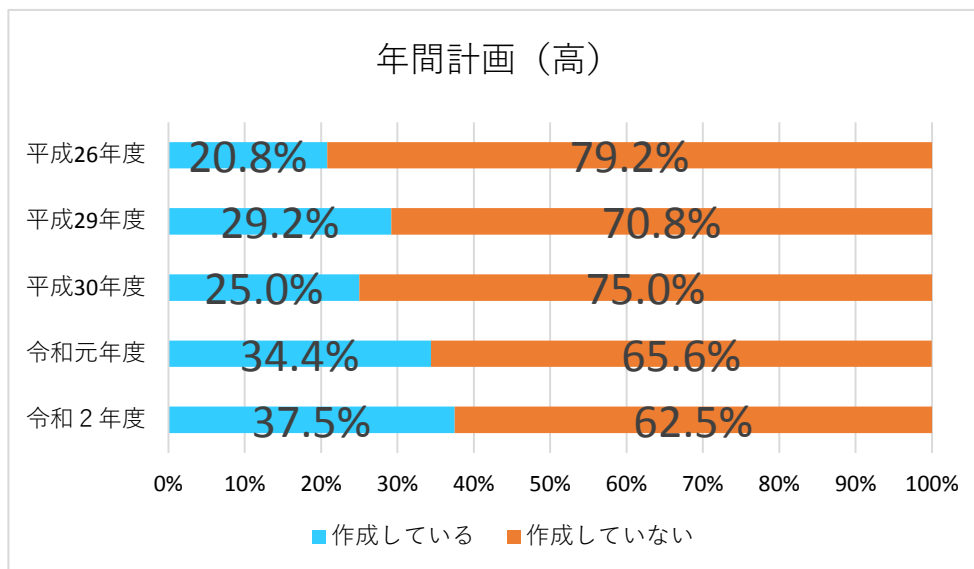
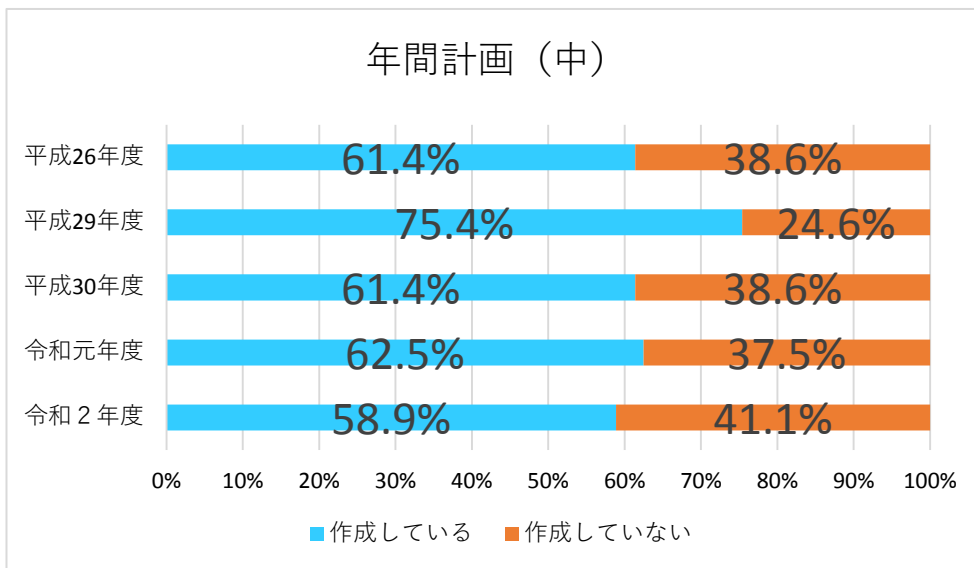
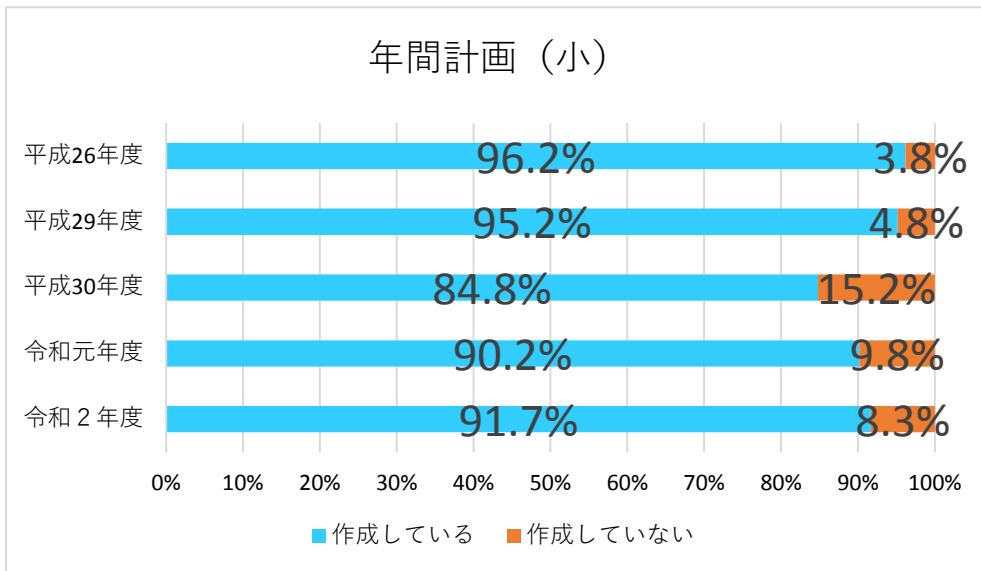


**【学校図書館全体計画の策定について】**

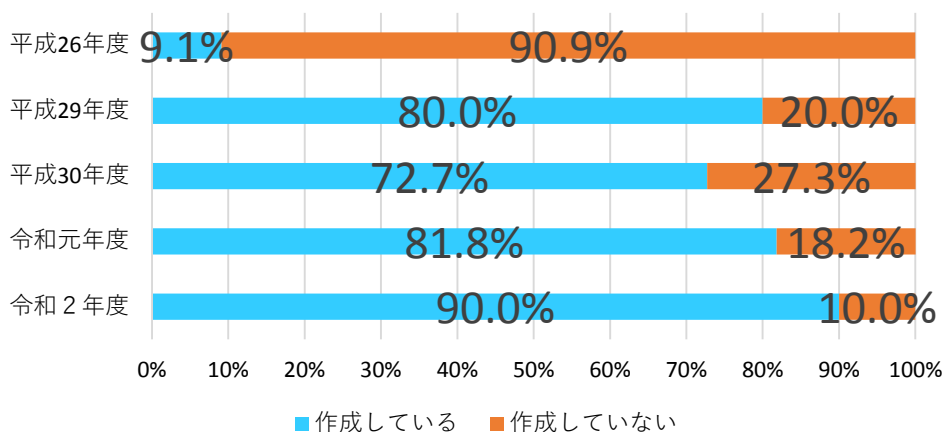
・小学校では、学校図書館全体計画を策定していると回答した学校が、各年度とも9割を超え、学校目標を意識した図書館運営に取り組もうしていると考えられる。

・中学校では、学校図書館全体計画を策定していると回答した学校が、平成28年度は77%だったが令和2年度は92.9%で、学校目標を意識した学校図書館運営に取り組むことの重要性が認知されつつあると考えられる。

## 2 学校図書館を活用した授業の年間計画作成について



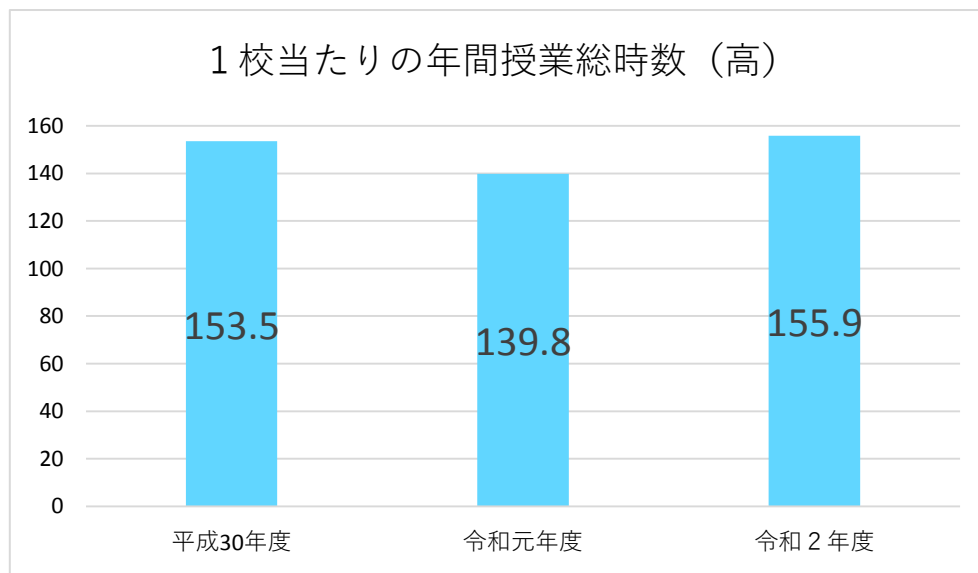
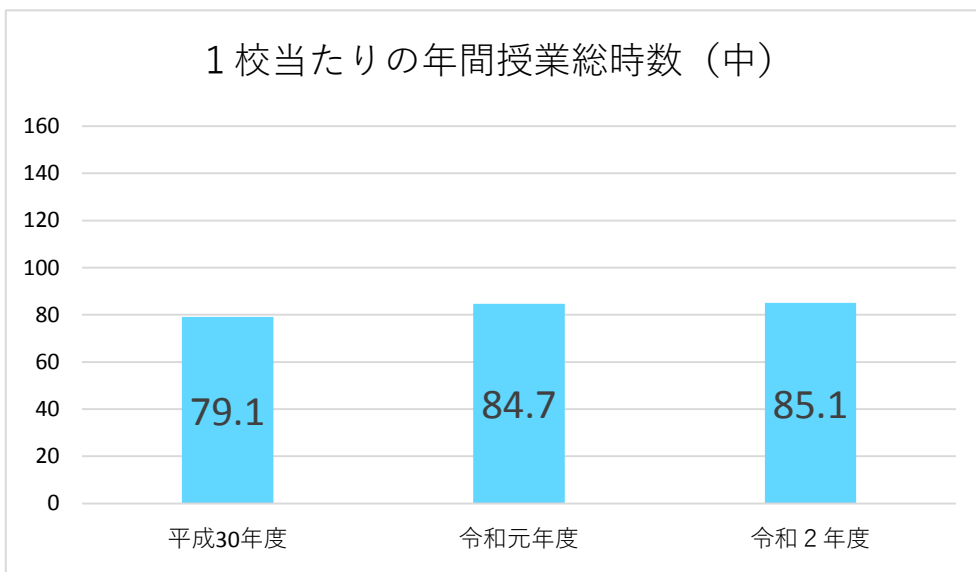
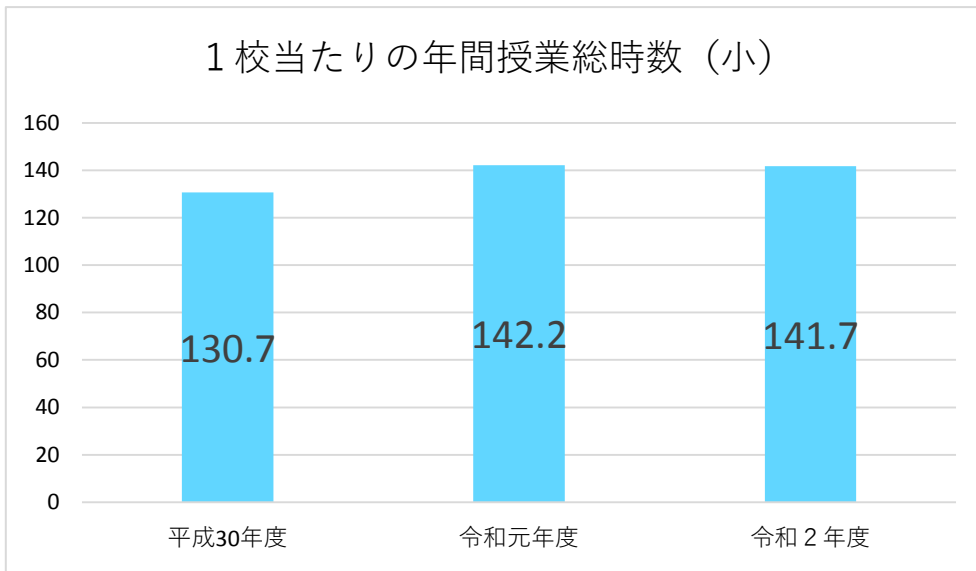
## 年間計画（特）



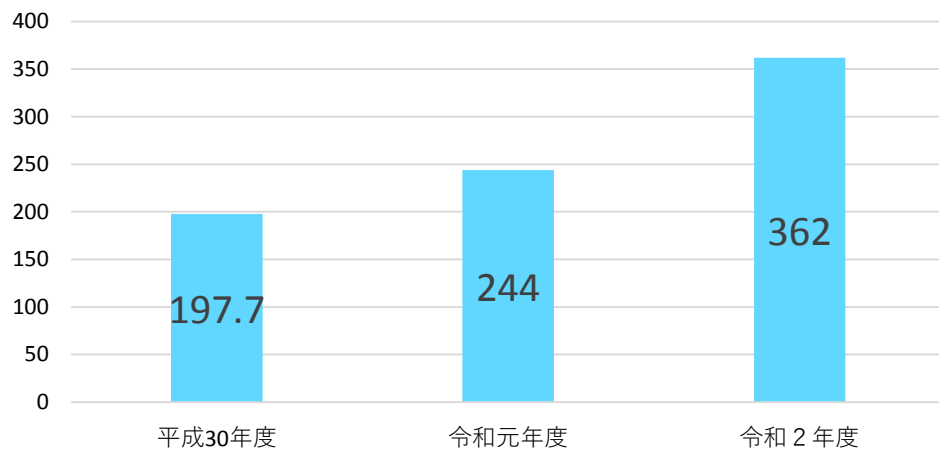
### 【学校図書館を活用した授業の年間計画作成について】

- ・小学校では、学校図書館を活用した授業の年間計画作成していると回答した学校が、各年度ともおおむね9割で、計画的な学校図書館活用教育が行われていると考えられる。
- ・中学校では、学校図書館を活用した授業の年間計画作成していると回答した学校の割合が伸びていない。今後、年間計画作成について働きかける必要がある。
- ・高等学校では、授業の年間計画作成していると回答した学校が、各年度とも2～4割にとどまっている。多様なカリキュラムに対応する授業の年間計画作成の難しさもあると考えられるが、平成26年度から比べると計画的な学校図書館活用が進みつつあると考えられる。
- ・特別支援学校では、平成26年度は、授業の年間計画作成している学校はほぼなかったが、鳥取県特別支援学校図書館教育研究会等で情報交換が進んだことで、令和2年度には9割の学校が作成している。計画的な学校図書館活用が進みつつあると考えられる。

### 3 学校図書館資料を活用した授業の実施について



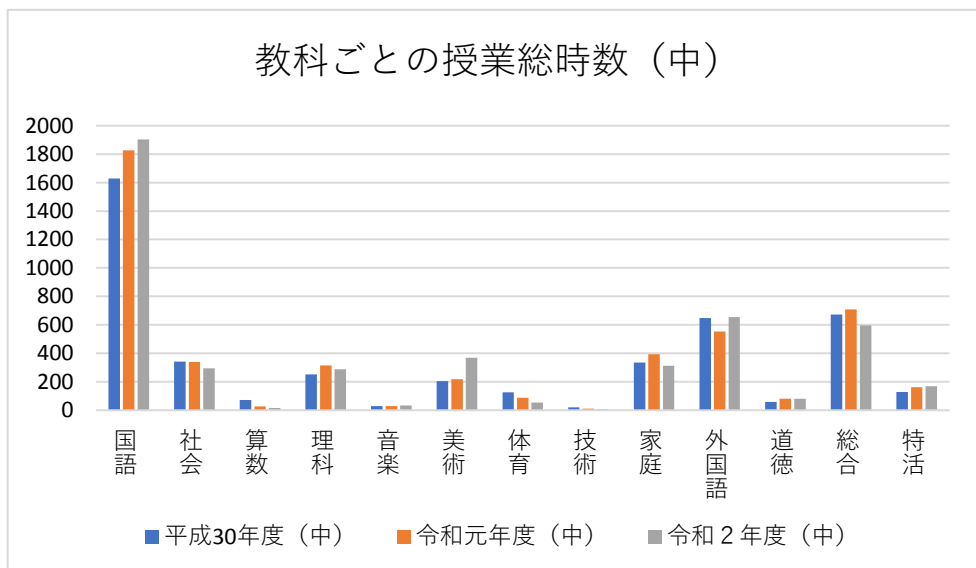
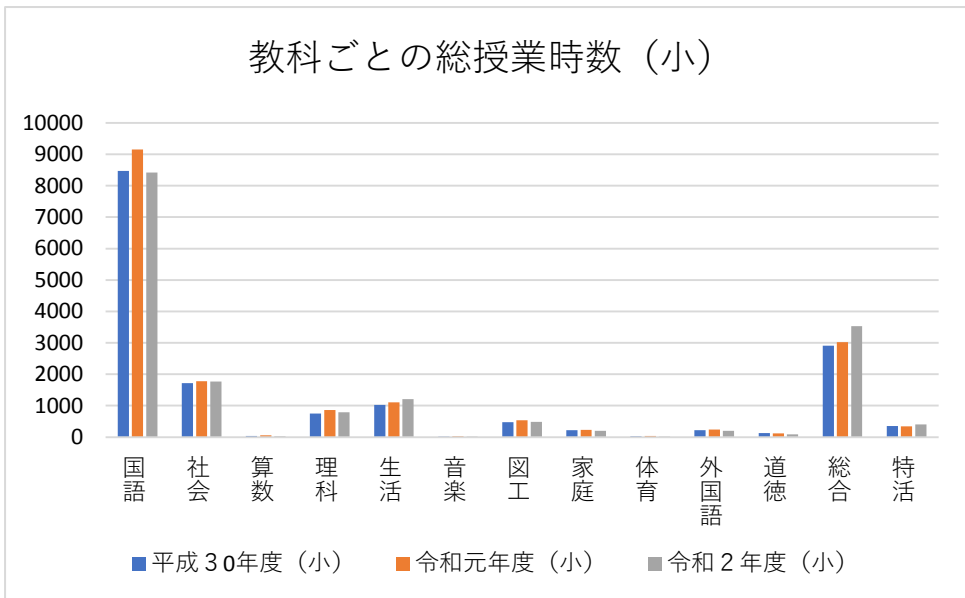
### 1校当たりの年間授業総時数（特）



#### 【学校図書館を活用した授業の実施について】

- ・小・中学校では、学校図書館を活用した年間授業総時数が少しずつではあるが増加している。学校図書館活用が進みつつあると考えられる。
- ・高等学校では、1校当たりの年間総授業時数が多く、令和4年度から学習指導要領が完全実施となることから、さらに、探究的な学習での活用が期待される。
- ・特別支援学校では、学校図書館を活用した年間授業総時数の増加が顕著である。年間計画作成校が増加しているため、計画的に学校図書館を活用した授業が行われていると考えられる。

#### 4 学校図書館資料を活用した授業の実施について

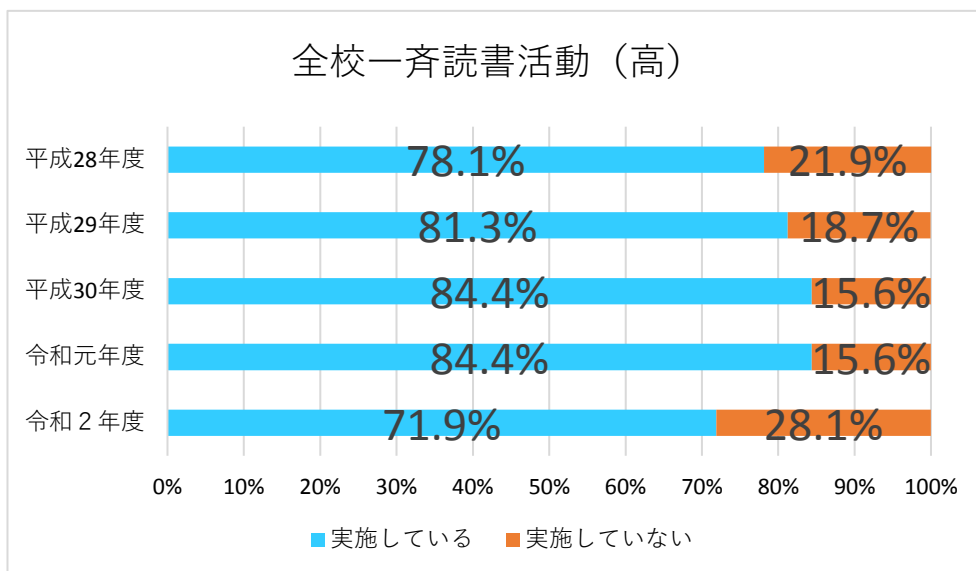
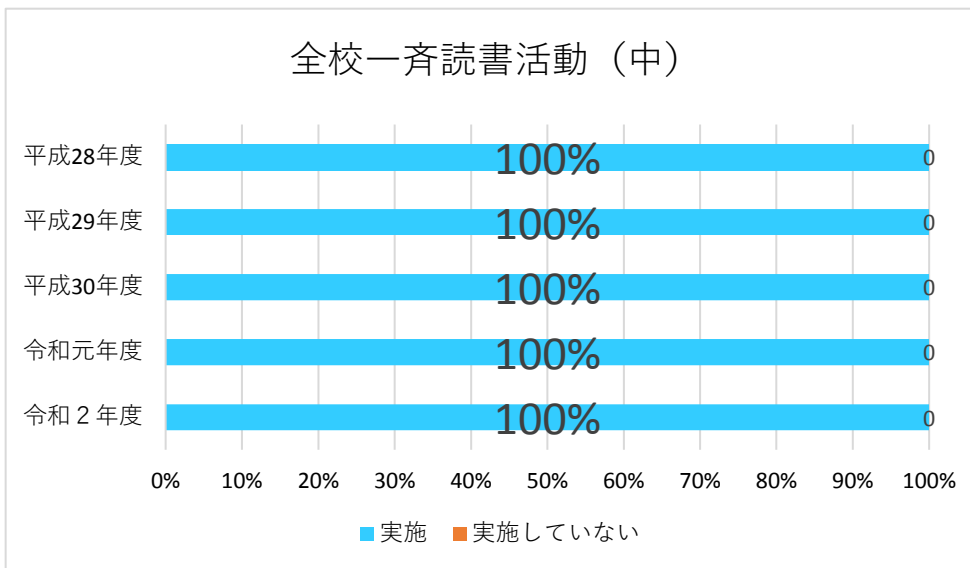
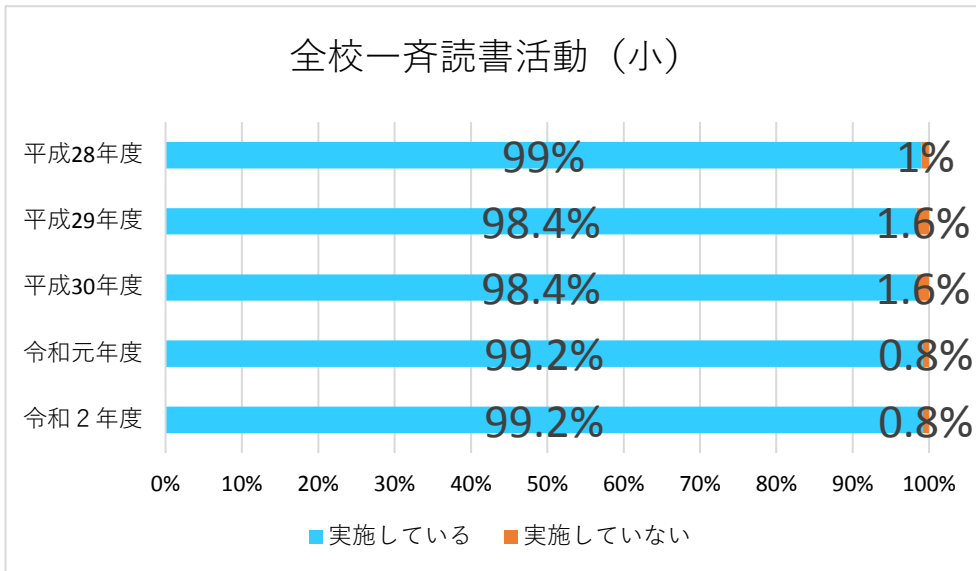


#### 【学校図書館の資料を活用した授業の内訳について】

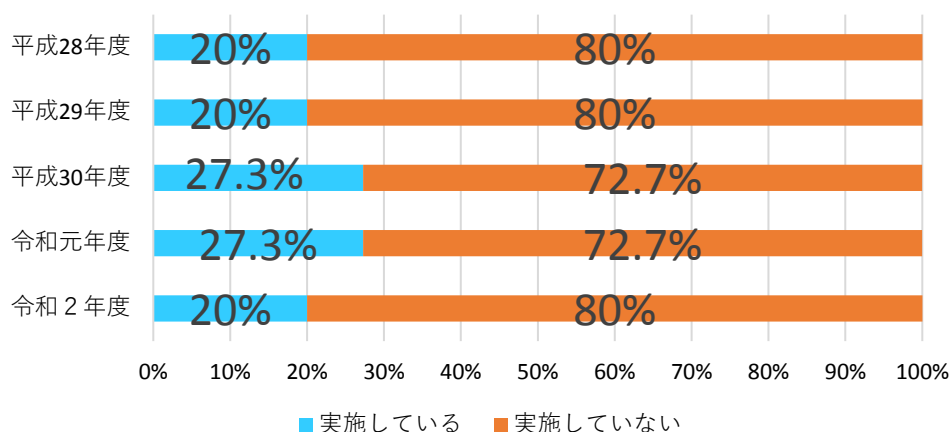
- ・ 小学校では、学校図書館を活用した授業に占める割合が高いのは国語科、次いで総合、社会科である。
- ・ 中学校では、学校図書館を活用した授業に占める割合が高いのは、国語科、次いで総合、外国語である。
- ・ 年度によって全体の各教科が占める割合に大きな変化がないのは、教科の特性もあると考えられる。例えば、国語科では教科書に図書館の活用が位置付けられていたり、総合では探究的な学習活動を行う際に図書館を活用したりすることが多い。



## 5 全校一斉の読書活動の実施について



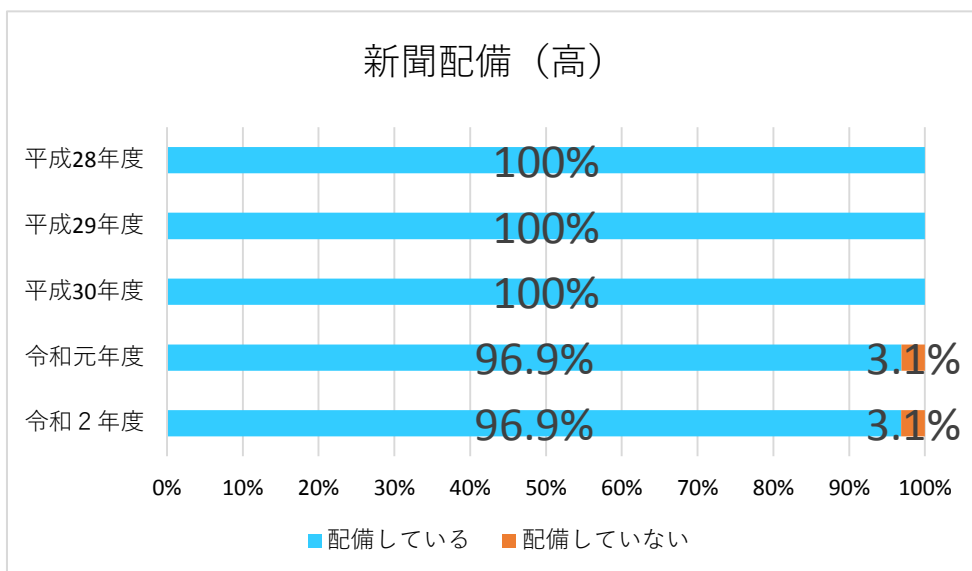
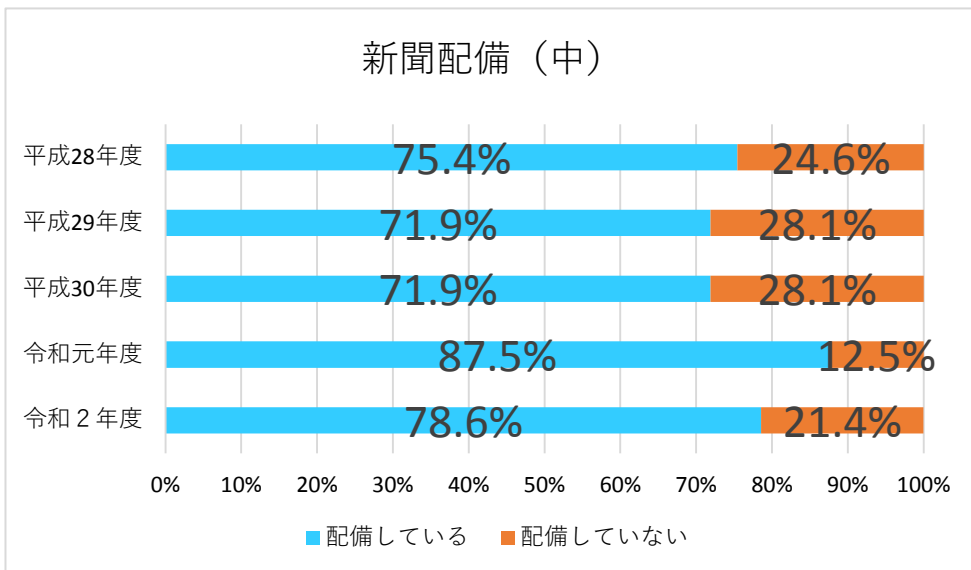
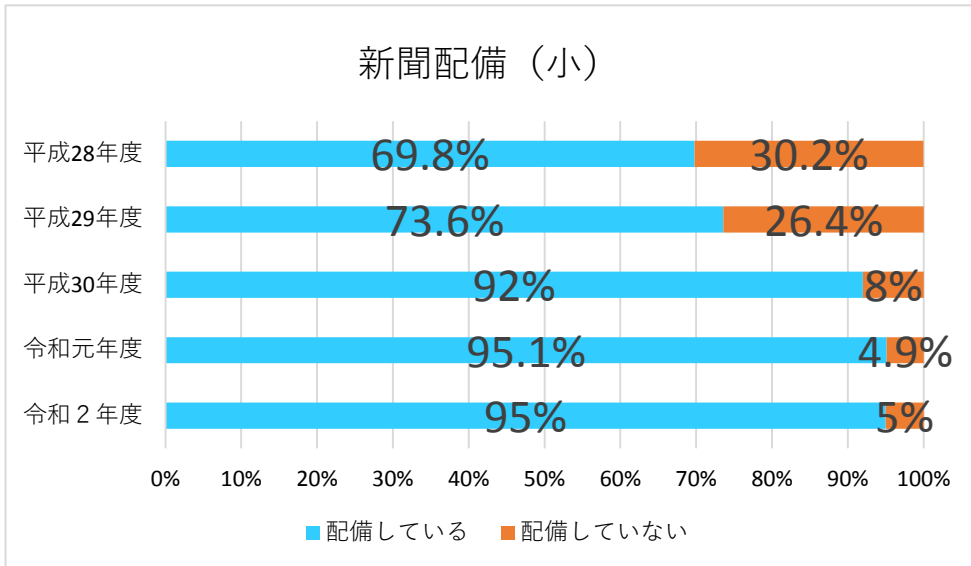
### 全校一斉読書活動（特）



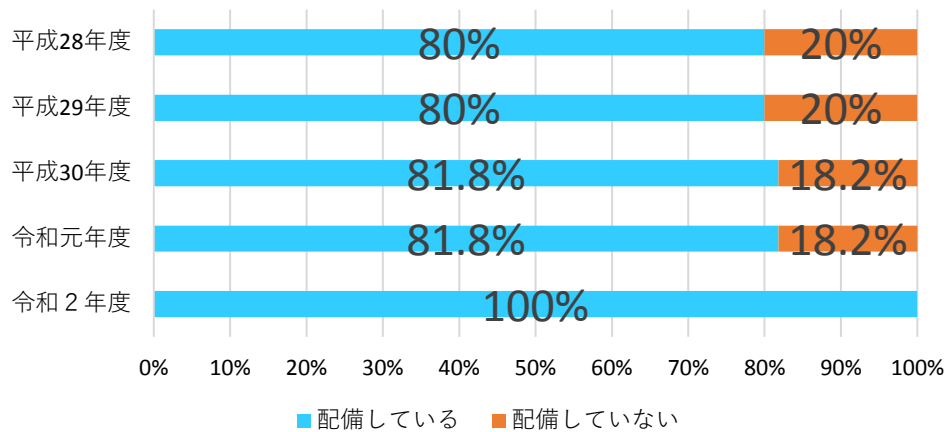
#### 【全校一斉の読書活動の実施について】

- ・ 全校一斉の読書活動を実施している小学校は、各年度とも9割を超えている。中学校では、鳥取県全ての学校が全校一斉の読書活動を実施している。
- ・ 高等学校では、全校一斉の読書活動の実施率は7～8割程度であるが、小論文対策等、進路に向けての読書の取組や、英語多読等の授業における読書活動が行われている。
- ・ 特別支援学校で、実施率が2～3割にとどまっているのは、個に応じた読書を行っていることが考えられる。

## 6 学校図書館への新聞配備について



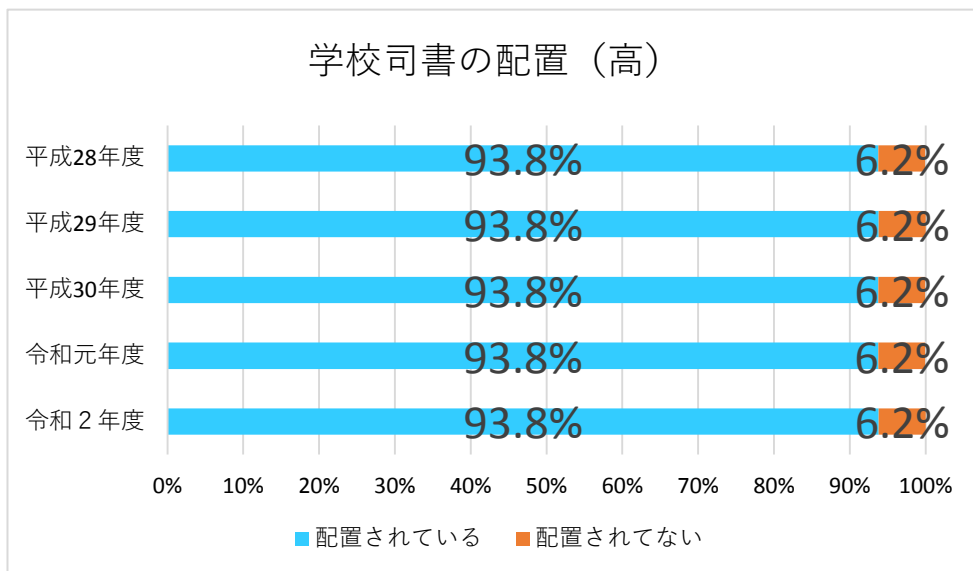
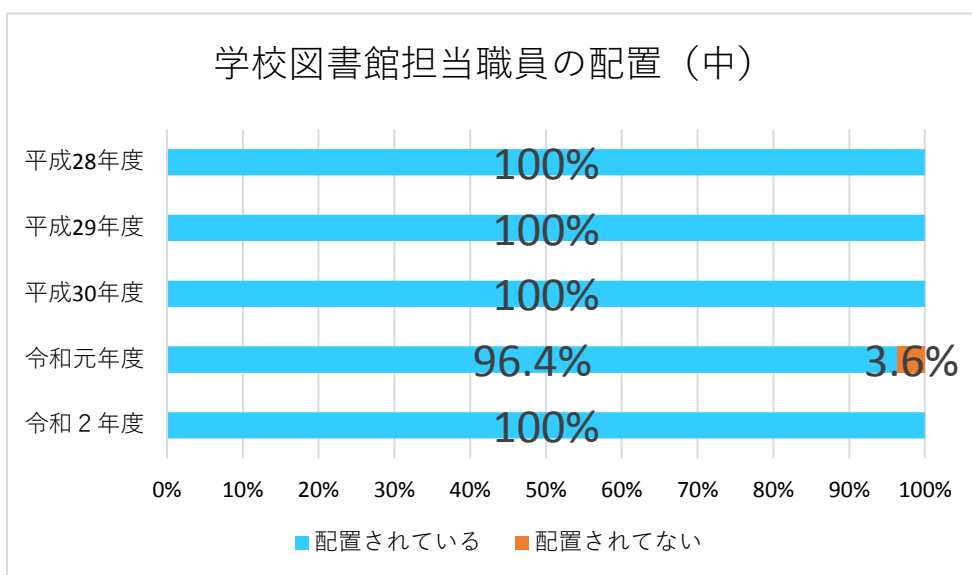
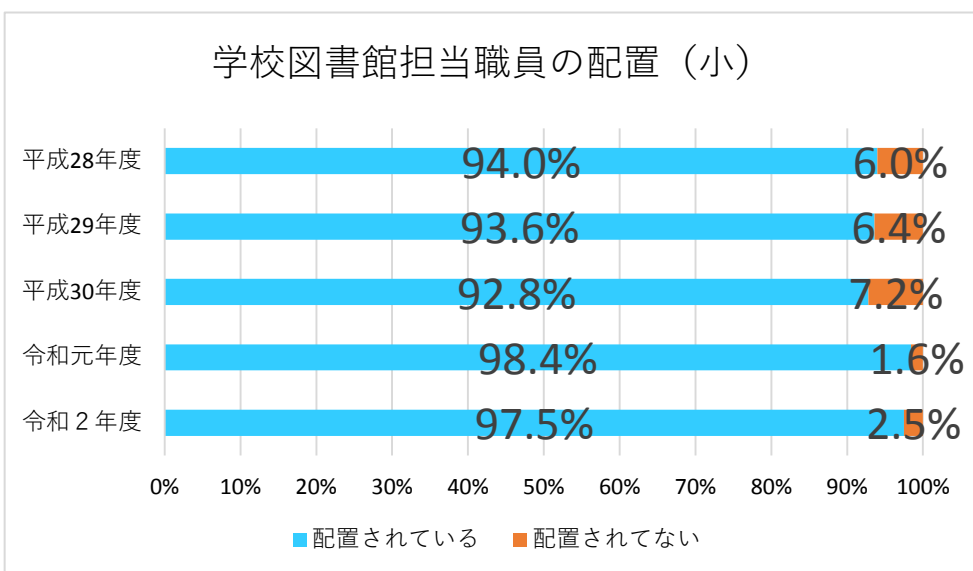
### 新聞配備（特）



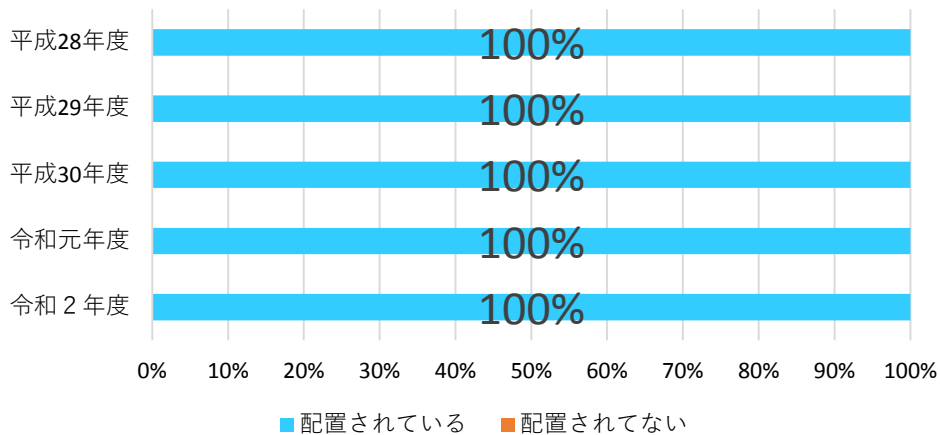
#### 【学校図書館への新聞配備について】

- ・小学校では、平成28年度と比較すると新聞配備が進められており、平成30年度～令和2年度は9割の学校に新聞が配備されている。
- ・中学校では、各年度とも7～8割の学校に新聞が配備されている。
- ・高等学校では、ほぼ全ての学校に新聞が配備されている。複数の新聞を配備している学校もあれば、新聞記事データベースを取り入れる学校もある等、状況は様々である。
- ・特別支援学校では、平成28年度からおおむねね8割の学校が新聞を配備しており、令和2年度には全ての学校に新聞が配備されるようになった。

## 7 学校図書館担当職員等の設置について



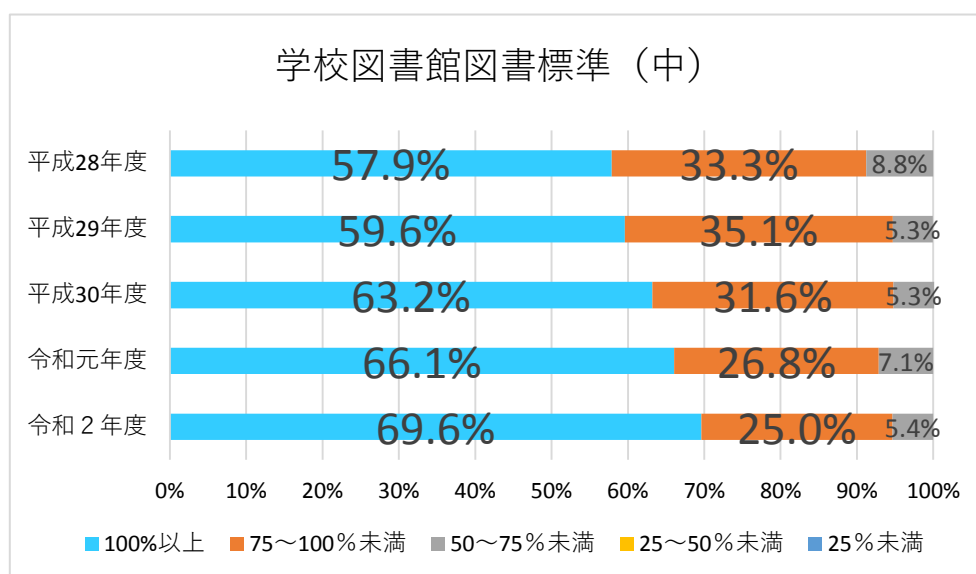
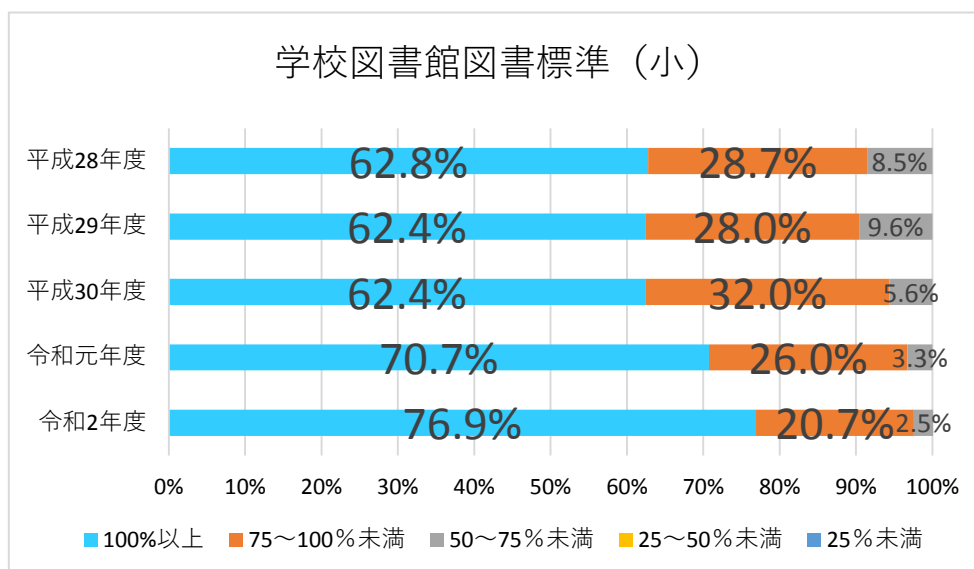
## 学校司書の配置（特）



### 【学校図書館担当職員等の配置について】

- ・小学校では、学校図書館担当職員の配置が進みつつある。
- ・中学校では、令和元年度を除き、全ての学校に学校図書館担当職員が配置されている。
- ・高等学校での学校司書の配置は、変化していない。
- ・特別支援学校では、全ての学校に配置されている。
- ・どの校種にも学校図書館に図書館担当職員等が9割以上配置されており、学校図書館に読書や学習を支援する人が必要であるという意識が高まっていると考えられる。

## 8 学校図書館図書標準の達成状況について



#### 【学校図書館図書標準の達成状況について】

- ・小・中学校ともに、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が増加傾向にあり、学校図書館の蔵書数が整いつつある。
- ・学校図書館担当職員数の増加とも関連しており、図書館に人がいることで図書館活用の環境を改善しようとする意識が高くなっていると考えられる。

# 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正：平成27年6月24日法律第46号

## (この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

## (設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

## (学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

## (司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

## (学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

## (国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

## (施行期日)



1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

**(司書教諭の設置の特例)**

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（昭和33年5月6日法律第136号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和41年6月30日法律第98号）抄

**(施行期日)**

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月12日法律第101号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成13年3月30日法律第9号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月16日法律第117号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成18年6月21日法律第80号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成19年6月27日法律第96号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成26年6月27日法律第93号）

**(施行期日)**

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**(検討)**

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成27年6月24日法律第46号）抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 小学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第63号) (抜粋)

### 第1章 総則

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

##### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語第2各学年の目標及び内容

##### 〔第1学年及び第2学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。

##### 〔第3学年及び第4学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。

##### 〔第5学年及び第6学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

#### 第1節 国語第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りが無いよう配慮して選定すること。

#### 第2節 社会第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。

## 第5章 総合的な学習の時間第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第6章 特別活動第2 各活動・学校行事の目標及び内容

### 〔学級活動〕 2 内容

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

#### ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

## 中学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成29年文部科学省告示第64号) (抜粋)

### 第1章 総則

#### 第3 教育課程の実施と学習評価

##### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語第2各学年の目標及び内容

##### 〔第1学年〕C読むこと

- (2) (1)に示す事項については、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。

#### 第1節 国語第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。
- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

#### 第2節社会第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かれようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

#### 第6節美術第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

### 第4章 総合的な学習の時間第3指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第5章 特別活動第2各活動・学校行事の目標及び内容

### 〔学級活動〕 2内容

#### (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。

※参考（「小学校新学習指導要領解説総則編」より抜粋）

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料

の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、発達障害を含む障害のある児童の年齢や能力等に配慮することも含め、児童の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。なお、本項においては「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず児童の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが期待される。

## 高等学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成30年文部科学省告示第68号) (抜粋)

### 第1章 総則

#### 第3款 教育課程の実施と学習評価

##### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

### 第2章 各学科に共通する各教科

#### 第1節 国語

##### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、読書の習慣を養うとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること。

(4) 学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

## 第2節 地理歴史

### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。

(2) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、画像、新聞、読み物、その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

## 第3節 公民

### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。

(2) 諸資料から、社会的事象等に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、現代の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、考察、構想の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

(3) 社会的事象等については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。



(4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。

## 第7節 芸術

### 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

## 第3章 主として専門学科において開設される各教科

### 第11節 音楽

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。

また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。

### 第12節 美術

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

## 第4章 総合的な探究の時間

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

特別支援学校（小学部・中学部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い  
(平成30年文部科学省告示第73号) (抜粋)

第1章 総則

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第3節の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

特別支援学校（高等部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い  
(平成31年文部科学省告示第14号) (抜粋)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。